

4. 民間と連携したユニバーサルデザイン化事例

4.1. 民地を活用した歩行空間確保事例（神奈川県鎌倉市）

(1) 取組の背景・経緯

鎌倉市では、古都の街並みにおいて、歩道の設置や拡幅のために道路や建築物等の形状を変えることが極めて難しいため、歩行空間の有効幅員を確保するために民地を活用した。

(2) 取組の内容

鎌倉市では、歩道面と民地に15cmの段差があったところに、歩道面を上げて民地との段差解消を図り、歩行空間を拡大した。

歩行空間の拡大により拡大した部分の路面管理は道路管理者が行うこととして土地所有者と移動等円滑化経路協定⁶を締結し、歩行空間の一体的な整備を実現した。

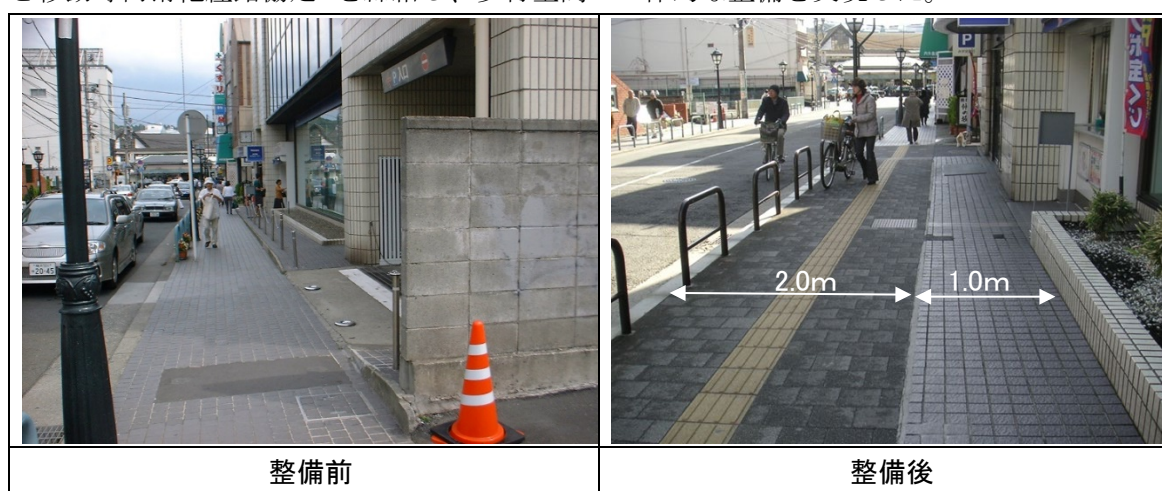


写真 4-1 整備前後の状況

出典：道路の移動等円滑化整備ガイドライン（道路のバリアフリー整備ガイドライン）～道路のユニバーサルデザインを目指して～ 財団法人国土技術研究センター 2011年8月
鎌倉市移動円滑化基本構想 第1部編 鎌倉駅・大船駅・湘南町屋駅周辺地区

⁶ 移動等円滑化経路協定とは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、基本構想で定められた重点整備地区内において、連続的なバリアフリー環境を維持するために、土地所有者等の全員の合意により経路の整備や管理に関する事項の協定を締結することができる。協定締結には市町村長の認可を受けなければならない。